

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 8 年度～令和 1 2 年度

令和 8 年 3 月

岐 阜 県

第 1 基本的な考え方

本方針は、本県の農業政策の方向性を示した「ぎふ農業活性化基本計画（令和 8 年 3 月策定）」に掲げる『楽しい農業・儲かる農業』を実現するため、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和 7 年 4 月 30 日農林水産省告示第 674 号）、及び協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和 7 年 7 月 3 日付け 7 農産第 1605 号農林水産省農産局長通知）を踏まえ、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に県が重点的に取り組む普及指導活動の手法等を示すものである。

農業従事者の急速な減少が避けられない中、従来の農業のやり方の延長では、本県の広大な農地の潜在力を十分に発揮できないことは明白であり、現在まさに、農業の在り方を抜本的に見直す大きな転換期を迎えている。

そのため、「地域農業を牽引する経営体」を核に、「多様な農業を担う主体」が共に支え合う、いわゆる“ハイブリット型”の農業構造への転換を図りつつ、本県の豊かな自然や地域資源を最大限に生かし、消費者から選ばれる農産物の生産拡大と新たな需要の創出・拡大への取組を進めることとする。

普及指導活動の実施に当たっては、農業者や関係機関からの意見・要望等を踏まえ、必要性及び緊急性を総合的に検討し、地域ごとの基本課題、県全体で対応すべき重点プロジェクト課題を設定したうえで、毎年度、活動の評価・改善を繰り返しながら早期の課題解決につなげる。

第 2 普及指導活動の課題及び手法

1 普及指導活動の課題

高齢者の引退による農業従事者の大幅な減少、気候変動による自然災害の多発や栽培適地の変化、肥料・燃料といった生産資材価格の高止まり等、これまで経験したことのない状況を乗り越えるためには、普及組織が、専門知識を生かすスペシャリスト機能と関係者を結ぶコーディネート機能を十分に発揮し、複数の取組を並行して展開することで、地域農業の持続・発展を後押ししていく必要がある。

2 普及指導活動の手法（主な取組内容）

（1）多様な主体の参画促進

- ・アグリパーク*構想におけるスタートアップの「場」の設置主体を対象に、カリキュラム作成への助言や座学研修での講師対応、基本的な栽培技術の実習補助等、個々の状況に応じたオーダーメイド型の支援を行う。当面は、公募形式により選定された重点推進モデルの構築を支援する。

- ・少量多品目栽培等、様々な就農ニーズや消費者ニーズに応じた技術支援が行えるよう、新たな知識習得につながる講習会等への参加や他県の事例調査等を行う。
- ・地域ごとに「農福連携地域連携会議」を設置するとともに、「ぎふ農福連携推進センター」との連携を強化し、障がい者等の農作業体験機会の創出や農業者と福祉事業所とのマッチングを支援する。
- ・家族経営協定の締結促進に向け、家族間での役割分担や労働時間、収益配分等のルールづくりに対する助言を行う。
- ・農業分野での男女共同参画に関する研修会を開催し、働きやすい環境づくりや女性農業者等のネットワークづくりを支援する。

※アグリパーク構想

農村地域内の非農家や都市住民等多様な主体が、気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学ぶことができるスタートアップの「場」を設け、その延長線上で、多様な主体・形の農業参画を促進する農業普及のための構想

（２）地域農業を牽引する経営体の育成

- ・従来の新規就農希望者に加え、アグリパーク構想におけるスタートアップの「場」での体験から本格的な農業へのステップアップを目指す方も対象に、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」や「地域就農支援協議会」等と連携し、相談から就農、定着までを一貫して伴走支援する。
- ・農業後継者の育成や魅力ある地域づくりに取り組む「岐阜県農業担い手リーダー（指導農業士、青年農業士、女性農業経営アドバイザー）」の活動を支援する。
- ・経営移譲を希望する農業者の情報をアンケート等により幅広く収集し「ぎふアグリチャレンジ支援センター」に提供するとともに、同センターと連携し、継承希望者とのマッチングの機会を創出する。
- ・認定新規就農者等への技術・経営面でのフォローアップを強化し、認定農業者への移行を支援する。
- ・地域計画に位置付けられた担い手等を対象に、農業用機械・施設の導入支援策に係る情報提供を行うとともに、税理士や中小企業診断士等の専門家派遣を調整する等、経営基盤の強化を支援する。
- ・地域計画のブラッシュアップに向けた話し合いの場に参画し、地域外からの担い手の受け入れや農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に係る地域の合意形成に対して必要な指導・助言を行う。
- ・企業の農業分野への参入促進に向け、営農計画の策定を支援するとともに、肥培管理や病虫害対策等の現場指導を実施する。
- ・農業サービス事業体の育成に向け、スマート農業機械等の導入に対する助言やこれら機械を用いた効率的な作業体系の構築を支援する。

（３）潜在力をフル活用した生産強化

- ・食料自給率の向上に大きく寄与する米では、県が育成した「清流のめぐみ」等の高温耐性品種の作付拡大に向けて、地域の気候や水管理に合わせた栽培暦の作成支援や作型提案を行う。
- ・優良種子の安定供給に向け、「岐阜県主要農作物種子条例」に基づき、生産ほ場や生産された種子の審査を適正に行う。
- ・温暖化を逆手にとった米の再生二期作や中山間地域における直播栽培等、営農環境に適応した新たな生産技術の現場実証を行う。
- ・園芸産地の維持発展に向け、高温による品質低下や収量減少を防ぐ遮熱資材（遮光ネット、反射フィルム等）の導入等を促進するほか、ＪＡ等が設置する出荷調製施設の効率稼働を支援する。
- ・自給飼料の確保に向け、本県の気候風土に適した飼料用米等の品種選定や栽培技術の実証を行う。
- ・ドローンやセンサー等のスマート農業技術を活用した新たな生産技術の現地実証に取り組むとともに、スマート農業推進員として、農業者からの相談対応を行う。
- ・スマート農業機械のシェアリング導入に向け、先進事例の調査等を行いつつ、利用予約管理やメンテナンス等役割分担に関するルールづくりを支援する。
- ・ほ場の大区画化、汎用化等の基盤整備事業の実施に当たり、計画段階から地域の特性に合わせた事業展開ができるよう農地整備担当との連携を強化する。
- ・試験研究機関等で開発された新品種や新技術の定着に向け、現場実証やデータ収集等の取組を行い、魅力ある農産物づくりを推進する。
- ・飛騨・美濃伝統野菜や在来品種等、地域の風土や文化に根差した農産物の生産振興に向け、地域の活動主体を支援する。
- ・現場巡回や研修会等の機会を活用し、農作業安全対策に関するチェックリストを配布する等、農業者の安全意識を高める。
- ・自然災害や価格低下等による収入減少に備えるため、関係機関と連携して、農業共済や収入保険への積極的な加入を促進する。

（４）新たな流通ルートの開拓、販路拡大

- ・農産物の販路拡大に意欲的な農業者等を対象に、県のアンテナショップ「ギフツプレミアム」の活用や農業フェスティバル等の販売イベントへの出展を働きかける。
- ・地域資源を活用した６次産業化商品の開発促進に向け、食品加工やマーケティング等の専門家派遣を調整する。
- ・岐阜県版みどり認定制度（仮称）の推進により、環境と調和した農業生産と農産物の生産工程を管理して安全・安心を確保するＧＡＰの取組を拡大する。

- ・ G A P 取組のステップアップを志向する農業者を対象に、民間の国際水準 G A P（JGAP，GLOBAL G.A.P. 等）の認証取得を支援する。
- ・ 直売所を開設する J A 等と連携し、出荷者を対象に基礎的な栽培技術の指導を実施する等、地域の消費者が求めるものを地域で生産・提供する「地消地産」の取組を支援する。
- ・ 食農教育の推進に向け、教育機関や消費者団体等からの要請に応じて、収穫体験イベント等を支援する。

（５）安心できる農業と農村の環境整備

- ・ 高温耐性品種や高温条件に適応した生産管理技術の導入に取り組む農業者を対象に、効果検証や改善提案等の支援を行う。
- ・ 温暖化の影響により発生量が増加しているカメムシ類、ハスモンヨトウ等の病害虫の発生予察情報を周知するとともに、適期の防除対策を支援する。
- ・ 脱プラスチック肥料への切り替えやもみ殻等を原料としたバイオ炭の施用等、環境調和型農業の推進につながる地域の主体的な取組を支援する。
- ・ 耕畜連携の推進に向け、たい肥や稲わらの効率的な運搬手法の検討や散布コストの試算等を行いつつ、畜産産地と耕種産地とのマッチングを進める。
- ・ 地域ぐるみで行う総合的な鳥獣被害防止対策の推進に向けて、市町村、関係機関、鳥獣被害対策専門指導員等と連携して鳥獣被害に強い産地・地域づくりを支援する。

3 普及指導活動の効率的・効果的な実施

（１）重点的な普及指導活動の実施

普及指導活動の重点指導対象は、就農を目指す研修生、認定新規就農者をはじめとする新規就農者、次代を担う青年農業者、経営改善に意欲的な認定農業者・農業法人・集落営農組織、経営参画に意欲的な女性農業者、農業分野に参入した企業、まともりのある産地の振興会・協議会、アグリパーク構想におけるスタートアップの「場」の設置主体等とする。なお、アグリパーク構想の進展に伴い、地域の非農家、若者、都市住民等が将来の担い手となることを念頭に置く。

（２）普及指導計画等の策定

本方針に定める普及指導活動を計画的に実施するため、具体的な手段や達成目標、年間スケジュール等を定めた普及指導計画又は重点プロジェクト計画を策定する。なお、計画策定に当たっては、農業者の意見・要望、市町村・J A 等の振興方向等を踏まえたうえで、必要性及び緊急性の高いものを総合的に検討し、基本課題又は重点プロジェクト課題を設定し、その解決に向けた活動を明確化するとともに、定常的に実施する一般指導活動も併せて位置付ける。

また、より効果的な普及指導活動を展開するため、活動の経過や目標の達成状況等の評価・発表を行い、評価結果を後年度の普及指導計画に反映する。なお、評価は、内部評価と外部評価の２区分で行うこととし、内部評価は普及指導活動実績として毎年度とりまとめるほか、外部評価は別に定める実施要領に基づき、農業者の代表や学識経験者等による外部評価委員会からの客観的な視点からの評価を得るとともに、その結果を公表する。

（３）デジタル機器・技術の活用

タブレット型パソコン、ＡＩ（コパイロット）・汎用電子基盤台帳（プリザンター）等のデジタル機器・技術を活用し、営農データや農家ごとの指導履歴等の迅速な管理・分析や組織内の円滑な情報共有を行う等、普及指導活動の精度と効率を高める。

（４）先進的な農業者等との協働

普及指導活動を効果的に推進するため、指導農業士並びに青年農業士、女性農業経営アドバイザーを「普及指導協力委員」として位置付け、協働体制を構築する。

また、農業法人協会や稲作経営者会議等の構成員である地域農業を牽引する経営体との意見交換を実施し、企業目線での課題を吸い上げ、普及指導活動の改善につなげる。

（５）試験研究機関・関係団体等との連携強化

＜試験研究機関＞

試験研究の課題設定や試験内容の企画段階から普及指導員が参画し、現場の課題や技術改善すべき点等を共有することで、より現場に即した実用性の高い技術開発を促進する。また、現地実証を通じて、試験研究機関で新たに開発された技術の迅速な普及を図る。

＜市町村、ＪＡ、各種協議会＞

市町村、ＪＡ及び各種協議会（地域農業再生協議会、地域就農支援協議会、農業普及事業推進協議会等）と常に連携を図り効果的な普及指導活動を展開する。

なお、普及指導員は技術革新や経営改善を中心に、ＪＡ営農指導員は定型化された技術指導や販売面を中心に指導する等の役割分担を「営農連絡会議」等の機会を捉え明確化するとともに、指導力の向上に向けた相互研修を企画する。

＜関係団体、民間企業＞

就農支援総合窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」との情報共有を密にするとともに、同センターに配置する税理士や中小企業診断士等の専門家との協力体制を構築する。

＜国、都道府県＞

国や都道府県間のネットワークを活用し、常に最新の知見等に関する情報収集を図るとともに、広域的な課題に対する技術協力が得られるよう努める。

第3 普及指導員等の配置と資質向上に関する事項

1 普及指導員等の配置

(1) 普及指導員の配置

農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターの機能を有する組織を農林事務所とし、普及指導員を配置する。なお、配置にあたっては、地域の基本課題等に適切に対応できるよう、普及指導員としての経験年数や専門分野等を考慮して、必要な人員を配置するよう努めるほか、普及指導対象である農業者との信頼関係に基づく継続的な活動を行うため、同一勤務地における一定期間の継続配置に努める。

(2) 農業革新支援専門員の配置

協同農業普及事業の運営に関する指針第5における農業革新支援センターとして農業革新支援専門員を農業経営課に配置し、重点プロジェクト課題の解決や普及指導活動の総括を担う。なお、農業革新支援専門員は、試験研究機関との連携を重視し、農業技術センター、中山間農業研究所、畜産研究所等への駐在を基本とする。

2 普及指導員の資質向上

(1) 普及指導員の研修

農業革新支援専門員は、普及指導員の資質向上に向け、経験年数や専門分野を踏まえた研修全体の体系を調整したうえで、計画的かつ簡潔・柔軟に個々の研修を実施する。

なお、対面研修のみならず、オンライン研修を効果的に企画するほか、コミュニケーション力やコーディネート力の向上に向けては、職員研修所の研修制度への参加を基本とする。

(2) 職場研修（OJT）の充実

経験年数の浅い普及指導員を対象に、退職された普及指導員（OB、OG）をOJT専門職として農林事務所に派遣し、普及指導員に必要な技術や知見の承継を効果的に実施する。

(3) 調査研究活動の実施

日常の普及指導活動における継続的な自己研鑽を重ねつつ、現場課題の解決につながる知見や技術の習得に向けた調査研究活動として、他県の先進事例調査や国・民間企業等が主催する研究会への参加等を必要に応じて進める。

第4 研修教育の充実強化

1 農業大学校における研修教育

農業改良助長法第7条に規定する農業者研修教育施設として農業大学校を設置し、試験研究機関や先進的な農業者等との連携を取りながら、実習主体のカリキュラムを展開し、楽しい農業・儲かる農業を実現し得る経営感覚に優れた農業者を育成する。

なお、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、学識経験者等による外部評価を実施し、その結果を反映することで、研修教育の充実・強化を図るとともに、十分な教育効果が得られるよう、計画的に施設や機材等の整備拡充を行う。

2 学校教育との連携

県内の農業関係高校に対して、先進的な農業者を講師とした出前授業の調整等を行うほか、農業高校生等の進学促進に向け、農業大学校のオープンキャンパス等（学校見学会、1日体験入学）を開催する。

第5 その他

農業情勢の変化や「ぎふ農業活性化基本計画」の進捗状況等を注視しつつ、必要に応じて柔軟に普及指導活動の見直し・追加を行う。